

○宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（研究・産学地域連携推進施設）利用上の留意事項

宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（以下「機構」という。）における研究・産学地域連携推進施設（以下「本施設」という。）の利用に際しては、「宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（研究・産学地域連携推進施設）利用規程」を遵守するものとし、機構の目的に反する利用を行った場合、利用承認を取り消すことがある。

なお、本施設の利用にあたっては、次の各事項に留意し、良好な施設環境に心がけるものとする。

1. 実験室・研究室の利用手続き

- ① 実験室・研究室の利用を希望する者は「研究・産学地域連携推進機構 実験室・研究室利用申請書」（別紙①）を、大学発ベンチャールーム等の利用を希望する者は「研究・産学地域連携推進機構 大学発ベンチャールーム等利用申請書」（別紙②）を、会議室の利用を希望する者は「研究・産学地域連携推進機構 会議室利用申請書」（別紙③）を機構長宛に提出し、「研究・産学地域連携推進機構利用承認書」（別紙④）により承認を得なければならない。
- ② 前項の利用者は、別表に定める使用料及び光熱水料を負担すること。

2. 開館時間

本施設の開館時間は、原則、月曜日から金曜日（ただし、閉館日、休日及び年末年始の休暇期間は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3. 開館時間外の利用

開館時間外に本施設を利用しようとする場合は、玄関電子錠パスカード及び実験室の鍵を受け取ること。時間外の入出は本人が責任を持って行うこと。また、業務終了後は速やかに玄関電子錠パスカード及び実験室の鍵を返却すること。

4. 設備・備品等の移動

- ① 実験室・研究室の設備・備品等の移動は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に機構教職員に申し出てその指示に従うこと。
- ② 会議室を利用した場合は、利用後は速やかに利用者によって現状に復すること。

5. 機器の搬入

教育研究に必要な機器等の搬入を希望する者は、「研究・産学地域連携推進機構 機器持込願」（別紙⑤）を機構長宛に提出し、許可を得なければならない。また、当該機器等の使用が終了した時は、速やかに搬出しなければならない。

6. 設備の管理責任者及び保守責任者

本施設に設置された機器等の管理及び保守は原則として機構が行うものとし、設備の使用に当たって、利用者は機構教職員の指示に従うこと。

7. 安全管理

- ① 使用装置等の始業点検及び終業点検を励行し、事故防止に努めること。
- ② 使用場所を長時間離れる場合は、装置等の停止を行う等の必要な安全措置を講じること。
- ③ 危険物等の使用中は、火気に十分注意すること。
- ④ 装置の使用後は、火気の後始末、断電、断ガス及び施錠等の確認の上退出すること。
- ⑤ 特殊ガスの使用にあたっては、換気に十分注意すること。
- ⑥ 毒物・劇物及び危険物の保管については、保管庫の施錠等を確実にし、厳重に管理すること。

8. 有害廃棄物の処理

有害廃棄物の処理については、宮崎大学施設マネジメント委員会が定める処理要項等に従うこと。

9. 火災事故等の災害発生時の対処

- ① 宮崎大学の防災マニュアルに従うこと。

② 第一に人命の安全確保の処置を講じること。

10. 節電・節水

① 電気、ガス及び水道水の節約に努めること。

② 利用室を離れる場合は、照明及び空調機器等の断電等を必ず行うこと。

11. 清潔の保持

① 各室の清掃は、それぞれの利用者において行うこと。なお、ゴミ及び実験に伴う一般廃棄物等は指定された場所に集めること。

② 玄関ロビー、廊下、階段及び便所の共用部分についても清潔を保つように留意すること。

③ 大学敷地内での禁煙を遵守すること。

12. 情報ネットワークの利用

営業ないし商業を目的とした本学の情報ネットワークの利用を禁ずる。ただし、「宮崎大学 FreeSpot」はその限りではない。

13. その他

本施設の利用に関し、上記以外の必要事項については、随時機構教職員が指示をするので、これに従うこと。

年 月 日

研究・産学地域連携推進機構 実験室・研究室利用申請書

研究・産学地域連携推進機構長 殿

申請者（支払責任者）

所属学部・学科等

電話又は E-mail

氏 名

下記のとおり研究・産学地域連携推進機構の実験室・研究室を利用したいので申請します。

利用目的	企業等との共同研究（企業等名： ） プロジェクト研究 その他（ ）	
研究の題目・内容		
利用室名 該当する室に○を付してください。	1. 建設系実験室 2. 化学系実験室 3. 食品系実験室 4. 環境系共同実験室 5. 共同研究室(1F) 6. 電気電子系実験室 7. 物質系実験室 8. 電子材料系実験室 9. 共同研究室(2F)	
利用設備名		
利用形態 該当する形態に○を付してください。	長期利用	短期利用
	※ 長期利用とは1月単位の利用、短期利用とは1日単位の利用です。	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
利用者	所属学部・学科等	氏 名
備考		

研究・産学地域連携推進機構 大学発ベンチャールーム等利用申請書

研究・産学地域連携推進機構長 殿

申請者（支払責任者）

ベンチャー企業名

代表者名

住 所

電話番号

メールアドレス

下記のとおり、大学発ベンチャールーム等を利用したいので申請します。

設立年月日		
大学発ベンチャー 認定年月日		
事業内容		
利用室名 該当する室に○を 付してください	1. 大学発ベンチャールーム 2. 大学発ベンチャーシェアオフィス	
利用期間 住所登記 該当箇所に○を 付してください	年 月 日 から 年 月 日まで 宮崎大学の施設の住所を登記に () 使用する () 使用しない *大学施設の住所を登記に使用する期限は、原則、最大3年間とします。なお、貴社からの申出があり、かつ研究・産学地域連携推進機構長が適当と認める場合には、更に2年間を限度として延長することができます。	
利用者	所属・役職等	氏 名
備 考		

年 月 日

研究・産学地域連携推進機構 会議室利用申請書

研究・産学地域連携推進機構長 殿

申請者

所属学部・学科等 _____

電話又は E-mail _____

氏 名 _____

下記のとおり研究・産学地域連携推進機構の会議室を利用したいので申請します。

会議(集会)の名称	
利用目的	
予定参加者数	教職員 名 学外者 名 学 生 名 合 計 名
使用希望機器等	使用希望機器： プロジェクター スクリーン 持ち込み機器：
利用日 (時間)	年 月 日 から 年 月 日まで (時 分 から 時 分)
備 考	

年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

研究・産学地域連携推進機構長

○ ○ ○ ○ 印

研究・産学地域連携推進機構 利用承認書

年 月 日付けで申請のありました下記実験室等の利用について、承認します。
なお、当実験室等の利用に際しては、下記の利用条件を厳守してください。

記

実験室等名 : ○○○○実験室（研究室）

利用期間 : 年 月 日 ～ 年 月 日

【利用条件】

1. 宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（研究・産学地域連携推進施設）利用規程及び宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（研究・産学地域連携推進施設）利用上の留意事項を厳守すること。
2. 実験室等利用に際しては、別に定める使用料及び光熱水料を別途納付すること。
3. 本施設を利用する企業は、ホームページ又はパンフレット等に「宮崎大学」の名称及び共同研究成果（データ等を含む。）を本学の許可なく使用しないこと。

年 月 日

研究・産学地域連携推進機構 機器持込願

研究・産学地域連携推進機構長 殿

申請者

所属学部・学科等

電話又は E-mail

氏 名

教育研究に必要なため、下記の機器を持ち込みたいので許可をお願いします。
 なお、本機器の使用が終了したときは、速やかに搬出します。

持込機器名	
使用目的	企業等との共同研究 (企業等名:) プロジェクト研究 その他 ()
研究の題目・内容	
利用室名 該当する室に○を 付してください。	1. 建設系実験室 2. 化学系実験室 3. 食品系実験室 4. 環境系共同実験室 5. 共同研究室(1F) 6. 電気電子系実験室 7. 物質系実験室 8. 電子材料系実験室 9. 共同研究室(2F) 10. 大学発ベンチャールーム 11. 大学発ベンチャーシェアオフィス
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
備考	
実験室利用の 承認	年 月 日

別表①（短期利用の使用料）

実験室・研究室名	使用料（円／日）
各実験室、共同研究室	1,000
会議室	無料

注） 1. 上記使用料には、本施設設備の使用料及び光熱水料を含む。

別表②（長期利用の使用料）

実験室・研究室名	使用料（円／月）
1. 建設系実験室	10,300
2. 化学系実験室	10,300
3. 食品系実験室	15,500
4. 環境系共同実験室	6,900
5. 共同研究室(1F)	4,000
6. 電気電子系実験室	10,300
7. 物質系実験室	10,300
8. 電子材料系実験室	7,200
9. 共同研究室(2F)	7,200
10. 大学発ベンチャールーム	3,800
11. 大学発ベンチャーシェアオフィス	3,000

包括連携協定を締結している企業等の長期利用の使用料については、上記金額に依らず、使用する部屋の面積により金額を決定する。その額は、1㎡あたり600円を月額とする。

注） 1. 光熱水料は、別途実費負担とする。

（※共同研究室(1F)及び大学発ベンチャーシェアオフィスを除く。）

2. 上記使用料には、本施設設備の使用料を含む。

3. 過大な修繕費や保守料が発生した場合、費用の一部を利用者に求めることができる。

4. 大学発ベンチャーシェアオフィスを学生が利用する場合、使用料は徴収しない。